

令和8年2月17日
健 康 福 祉 部

報道機関各位

3学園における重度障害児支援加算の誤請求について

県が運営する3つの福祉型障がい児入所施設（最上学園、やまなみ学園、鳥海学園。以下「3学園」という。）において、この度、自己点検の結果、平成19年度以降の障害児入所給付費等国庫負担金について、重度障害児支援加算の要件を満たしていないにもかかわらず、重度障害児支援加算を含めた額を国に請求し、国庫負担金を過大に受領していたことが判明しました。また、あわせて保護者に請求する利用者負担金についても、過大に徴収していたことが判明しました。

そのため、過大に受領した国庫負担金のうち、消滅時効が成立していない令和元年度以降の国庫負担金について、今後、国に返還する予定であり、過大に徴収した利用者負担金についても、保護者に返還することとしております。

記

1 過大に受領・徴収した額

- (1) 国庫負担金 約4,300万円（令和元年度～令和6年度）
- (2) 利用者負担金 4名分 約30万円（令和2年度以降分。令和元年度以前の分は調査中。）

2 原因

- (1) 本来、重度障害児支援加算を計上するためには、重度障がい児入所棟に障がい児を入所させる必要がある。3学園には重度障がい児入所棟がないものの、平成18年度までは重度障がい児入所棟に代わるものとしての施設指定を行い、要件を満たしていくが、当時の障がい福祉課の職員の認識誤りにより、平成19年度以降同様の施設指定がなされておらず、要件を満たさない状況となり、3学園から総合支庁に提出する「体制に関する届出書」上も「重度障がい児入所棟なし」と届け出していた。
- (2) 請求事務を行う3学園の職員及び障がい福祉課の職員が、一定の障がい程度以上の障がい児が入所していれば、重度障がい児入所棟がなくとも重度障害児支援加算が計上可能と認識を誤っていた。
- (3) 請求事務を行う3学園の職員及び障がい福祉課の職員が、請求内容と総合支庁への届出情報との照合作業を行っておらず、重度障害児支援加算を計上できないことに気がつかなかった。

3 返還予定

(1) 国庫負担金

年度内に消滅時効が成立する令和元年度分約 849 万円については、令和 7 年度中に国に返還し、令和 2 年度以降分は令和 8 年度中に返還する。

(2) 利用者負担金

資料の残る令和 2 年 3 月分以降（最上学園、やまなみ学園）、平成 26 年 4 月分以降（鳥海学園）の利用者負担金の過大徴収分については、調査終了次第、保護者に返還する。

資料のない期間についても、保護者から領収書等の提出がなされ、過大に徴収した額が判明した場合、返還に応じる。

4 再発防止に向けた対応

障がい福祉課及び 3 学園それぞれにおいて、障害児入所給付費の請求事務を行う際、加算要件の有無について複数人で確認することを徹底する。

【問い合わせ先】

健康福祉部障がい福祉課

課長補佐（総括）長瀬
電話 023-630-2270

【広報監】

健康福祉部次長 菅原